公益財団法人東京都軟式野球連盟定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は公益財団法人東京都軟式野球連盟（英文名はＴＯＫＹＯ　ＮＡＮＳＩＫＩ　ＢＡＳＥ　ＢＡＬＬ　ＡＳＳＯＣＩＡＴＩＯＮ＝略称Ｔ．Ｎ．Ｂ．Ｂ．）と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を都民全般に普及し、その健全な発展を助成し、都民の体力の向上を図るとともに、明朗なスポーツマンシップの涵養を通じて、社会文化の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）東京地区の軟式野球大会の主催及び後援

（２）全国の軟式野球大会への参加及び協力

（３）軟式野球の普及発展に関する指導研究

（４）軟式野球の技術向上に関する指導研究

（５）軟式野球の審判技術向上に関する指導研究

（６）軟式野球施設の拡充に関する事業

（７）機関紙その他必要な刊行物の発刊

（８）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は東京都及び周辺県において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第６条　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（財産の管理及び運用）

第７条　この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

２　保有できる有価証券は国債を含む、財産管理運用規程第５条の定めによる。

（事業年度）
第８条　この法人の事業年度は毎年１月１日に始まり、その年の１２月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第９条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第10条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類の内、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）施行規則第６４条において準用する同規則第４８条に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）会計監査報告
（３）理事及び監事並びに評議員の名簿
（４）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（５）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第11条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第５号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）
第12条　この法人に評議員37名以上52名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第13条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 179 条から 195 条の規定に従い、評議員会において行う。
２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること
イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ　次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
①　国の機関
②　地方公共団体
③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人
④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人であって、総務省設置法第４条第15項の規定の適用を受ける者を言う）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）
(3) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない
３　評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることが出来ない。
４　評議員に異動があったときは、２週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（評議員候補者の推薦）
第14条　理事会は、評議員会に評議員候補者を推薦することができる。
２　評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の各号のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員に説明しなければならない。ただし、事務局員をして説明させることができる。
（１）当該候補者の履歴

（２）当該候補者を候補者とした理由
（３）当該候補者と当連盟及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
（４）当該候補者の兼職状況

（評議員の任期）
第15条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
３　評議員は、第１２条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第16条　各年度の評議員報酬の総額が 300,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第５章　評議員会

（構　成）
第17条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）
第18条　評議員会は次の事項について決議する。
（１）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分又は除外の承認
（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）
第19条　評議員会は、定時評議員会として毎年度３月に１回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招　集）
第20条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
３　評議員会を招集するには、会長は、評議員会の日の１週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。ただし、書面による発出に代えて、政令（一般法人法施行令1条）で定めるところにより、評議員の承諾を得

て、電磁的方法により通知を発することができる。

（議　長）

第21条　評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

（決　議）

第22条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）役員等の責任の一部免除

（４）定款の変更

（５）基本財産の処分又は除外の承認

（６）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（評議員会の決議の省略）

第23条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（評議員会への報告の省略）

第24条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第25条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び当該評議員会において選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

（評議員会運営規則）

第26条　評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第６章　役　員

（役員の設置）

第27条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　10名以上17名以内

（２）監事　２名以内

２　理事のうち１名を会長、１名以上３名以内を副会長、１名を専務理事、２名を常務理事とする。

３　前項の会長を一般法人法上の代表理事とし、専務理事を同法第197条において準用する第91条第

１項第２号の業務執行理事とする。
４　この法人に、会計監査人を置く。

（理事候補者の推薦）
第28条　理事会は、評議員会に理事候補者を推薦することができる。
２　評議員会に理事候補者を推薦する場合には、次の各号のほか、当該候補者を理事として適任と判断した理由を評議員に説明しなければならない。ただし、事務局員をして説明させることができる。
（１）　当該候補者の履歴
（２）　当該候補者を候補者とした理由
（３）　当該候補者と当連盟及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
（４）　当該候補者の兼職状況

（役員の選任）
第29条　理事及び監事並びに会計監査人は評議員会の決議によって選任する。
２　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　この法人の監事及び会計監査人には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事及び会計監査人は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）
第30条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は会長を補佐する。
３　専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。常務理事は、専務理事を補佐し、日常の業務を分掌する。
４　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事及び会計監査人の職務及び権限）
第31条　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する
（２）　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる
（３）　監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規定によるものとする
２　会計監査人は、次に掲げる職務を行う。
（１）　この法人の計算書類等の監査をし、法令で定めるところにより、会計監査報告を作成すること
（２）　理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに監事に報告すること
（３）　財産目録その他法令で定める書類を監査すること
（４）　その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること

（役員及び会計監査人の任期）
第32条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
４　理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
５　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議委員会の終結のときまでとする。
６　会計監査人は、前項の評議委員会において別段の決議がなされなかったときは、その定時評議委員会において再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）
第33条　理事及び監事並びに会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
２　監事は、会計監査人が前項の各号に該当するときは、監事全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に召集される評議委員会において報告をしなければならない。

（役員の報酬等）
第34条　理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。
３　会計監査人の報酬等は、専務理事が理事会の決議を経、かつ監事の同意を得て定める。

（顧問及び参与）
第35条　この法人に、顧問及び参与としておのおの若干名を置くことができる。
２　顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
３　顧問は、会長の諮問に答え、参与は、業務の運営に参与する。
４　顧問及び参与の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
５　顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第７章　理事会

（構　成）
第36条　理事会は全ての理事をもって構成する。

（権　限）
第37条　理事会は次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督
（３）会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（種類及び開催）
第38条　理事会は、定時理事会と臨時理事会の２種類とする。
２　定時理事会は、毎事業年度２回以上開催する。
３　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）会長が必要と認めたとき
（２）会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
（３）前号の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
（４）一般法人法第197条において準用する同法101条第２項及び第３項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は、監事が招集したとき

（招　集）
第39条　理事会は、会長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合及び前条第３項第４号後段により監事が招集する場合を除く。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
３　前条第３項第３号による場合は、理事が、前条第３項第４号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
４　会長は、前条第３項第２号又は、第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。
５　理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の１週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
６　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議　長）
第40条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

（決　議）
第41条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第42条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第43条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
２　前項の規定は、第30条第４項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）
第44条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した代表理事、監事及び当該会議において選任された出席者代表２名は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会運営規則）
第45条　理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第８章　委員会

（委員会）
第46条　この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
２　委員会の委員は、理事会において選任する。
３　委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第47条　この定款は評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第13条についても適用する。

（解　散）
第48条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第49条　この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継するする法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第１項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第50条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第１項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１０章　加盟団体

（加盟団体）
第51条　この法人が定める加盟団体規程により、軟式野球チームを統括する東京都の区市町村軟式野球団体、又は理事会で特に定めた軟式野球団体で、加盟申し込みがあったものは理事会の決議を経て、加盟団体とすることができる。

（分担金）
第52条　加盟団体は、毎年度、別に定める分担金を納入しなければならない。
２　既納の分担金は理由の如何にかかわらず、これを返還しない。

（資格の喪失）
第53条　加盟団体は、次の事由によって、その資格を喪う。
（１）脱退
（２）この法人の解散
（３）除名

（脱　退）
第54条　加盟団体で脱退しょうとするものは、会長に対し理由を付した脱退届を提出しなければならない。

（除　名）
第55条　加盟団体が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、会長はこれを除名することができる。
（１）分担金を滞納したとき
（２）この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に背く行為のあったとき
（３）前各号のほか、この法人の加盟団体としての義務に違反したとき

（分担金の変更）
第56条　加盟団体規程に定める分担金の額を定め、又はこれを変更するときは、理事会の議決を経て、会長が行う。

第１１章　事務局

（事務局）
第57条
この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、所要の職員を置く。なお、事務局長を置くことができる。
３　事務局長、部長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
４　前項以外の職員は、会長が任免する。
５　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第１２章　公告の方法

（公告の方法）
第58条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１３章　補　則

（委　任）
４　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則
１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第８条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
３　この法人の最初の代表理事は梅田勝利、業務執行理事は牧野勝行とする。
４　この法人の最初の会計監査人は矢野實とする。
５　2019（平成31）年３月８日　一部改正
６　2021（令和３）年３月12日　一部改正
７　2024（令和６）年３月８日　一部改正